

養父市農業委員会

第16回会議録

令和3年1月26日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第 16 回会議録

1. 開催日時 令和 3 年 1 月 2 6 日 (火曜日) 午後 1 時 3 0 分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3. 議 事

議案第 5 0 号 農用地利用集積計画の承認について

議案第 5 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

報告事項

報告① 農地の使用貸借の解約通知について

4. 出席農業委員 (1 2 名)

1 番 秋山博	2 番 山根達夫	3 番 藤原義幸	5 番 大谷忠雄
6 番 奥藤雅行	7 番 前川章	8 番 谷垣重俊	9 番 西谷眞一
1 0 番 北本健一郎	1 1 番 坂本秀夫	1 2 番 西谷英樹	1 3 番 圓山満

5. 欠席農業委員 (1 名)

4 番 寺尾稔

6. 事務局出席職員

局長 圓山 修一 次長 稲津 義彦 主幹 森本 重良 主査 福垣 周作

事務局 : ただいまより、第16回農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いします。

谷垣会長 : 失礼します。皆さん、こんにちは。1月に入りまして、今日は26日ということで、1月ももうすぐ終わろうとしています。コロナにつきましては、但馬で、この間の新聞で100名を超えたということで、あつという間に増えています。養父市では、今のところ、感染者については、但馬の中で、豊岡市は何名と新聞に出ますが、豊岡の保健管内でも、香美町なのか、新温泉町なのか分かりませんし、朝来の保健管内につきましても、朝来市なのか、養父市なのかも分かりません。

先ほど申し上げましたように、養父市の感染者の発表については、私どもは聞いていませんが、これからどのような形態になるのか分かりません。

今日の総会につきましても、今、兵庫県で緊急事態宣言が発出されていますので、推進委員の出席もと思いましたが、密を避けるということで、今日は農業委員だけの会議にさせていただきました。ご了解をよろしくお願いいたします。

午前中は、現地調査をしていただきました。ありがとうございました。私も去年の総会が終わってから、本日までの間、市長室で1月7日に家族経営協定書調印式があり、広瀬市長、私、それから朝来農林事務所の所長の3名の立ち会いで臨みました。

森の方で、牛を家族で飼う計画であり、娘さんが帰ってこられて、お父さんとお母さんがやっておられた牛の世話をしていくとのこと。その中で、娘さんへ給料を支払うことなどのことが書かれている、協定書の調印式でありました。

養父市ではその方で10例目ということですが、若い方が、農業、特に畜産で一生懸命やっとうとしていこうとしているところも、正月早々から非常にうれしい話で、いろいろな話を聞かせていただきました。

今年は、若いエネルギーにますます力を発揮してもらうことと、今の養父市の農業がより発展していくこと、広瀬市長がいつも言っておられますように、日本一農業がしやすい町に近づけていけたらと思っています。

本年も、どうぞよろしくお願いいたします。挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局 : 初めに、会議の成立について報告します。本日の出席は、農業委員13名中、12名の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっていますので、本日の農業委員会総会は成立いたします。

また、総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に、「会長が総会の議長となり、議事を整理する」と規定されていますので、谷垣会長にお願いいたします。

議長： 養父市農業委員会会議規則第 16 条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、11 番の坂本農業委員と、12 番の西谷英樹農業委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第 50 号「農業地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 議案第 50 号「農地利用集積計画の承認について」です。概要について、説明します。公告日は、来月の 2 月 1 日を予定しています。

1 番、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数です。面積が、田が 30,306 m²、筆数は 28 筆です。畑については、ありません。利用権の設定を受ける戸数は 8 戸。利用権を設定する戸数は、17 戸です。

2 番、設定する利用権の概要です。使用貸借権が 22 筆、面積が 24,512 m²、うち、新規が 19 筆、20,811 m²、再設定が 3 筆で、3,001 m²となっています。解除条件付きの使用貸借はありません。賃貸借権は、6 筆です。うち、新規が 5 筆で 4,401 m²、再設定が 1 筆で 1,393 m²となっています。

契約年数ですが、2 年契約が 6 筆で 8,018 m²、3 年契約が 13 筆で 12,291 m²、4 年契約が 4 筆で 5,177 m²、5 年契約が 3 筆で 2,409 m²、6 年契約が 1 筆で 1,393 m²、10 年契約が 1 筆で 1,018 m²となっています。

3 番、4 番の利用権の設定を受ける者及び設定する者、土地の所在地につきましては、1 ページから 7 ページとなっています。今回、利用権を設定する戸数の中に、みどり公社の分はありません。以上で、説明を終わります。

議長： 説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第 50 号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、議案第 51 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 議案第 51 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」です。

申請番号 1 番、養父市上箇の土地 3 筆、合計面積は 40.81 m²です。貸付人は

養父市上箇の方、借受人も同じく、養父市上箇の方です。隣接している宅地に一般住宅及び露天駐車場を建設した際、土地の情報を確認したところ、底地が農地であることが分かったため、事後ではありますが、転用申請をするものです。設定する権利は、使用貸借権です。関連ページは、9ページから15ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。次に、1番の上箇の件について、事務局より、農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号1です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連担する地域内にあり、農地の集団規模も小さいため、第3種農地に該当します。

一般基準についてはすでに建築済みではありますが、同意書等にて確認し、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。次に、担当農業委員の説明を求めます。13番、圓山農業委員。

圓山委員： 圓山です。航空写真を見ていただきたいのですが、現地は、やぶYタウンのコーナンの裏の辺りになります。

上箇の新興住宅がたくさん並んでいる場所にありまして、「自宅」と書いてある斜め下に緑色で記入しているところですが、以前は畑で小さな家庭菜園的なものでしたが、住宅に囲まれています。

この間、農会長と水利組合の方、上箇区長と、工事をされたダイワハウスの担当者と現地で確認させていただきましたが、本当に住宅地に囲まれているところの小さな家庭菜園ということでもあり、まさか農地になっているとは、近所の方も思っていなかったということでした。

住宅開発が盛んなところなので「農地であるとは全く思わず、無断で転用されているという意識はなかったです」という話でした。そして周辺の農地に、先ほども説明がありましたが、特に影響はないということで、これはしょうがないのではないかという話をしていました。

ただダイワハウスさんでも、そういうことがあるのかというような、驚きとも取れる意見も出ていました。判断をよろしくお願いします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。11番、坂本農業委員。

坂本委員： 11番の坂本です。私も、この道は但馬トンネルを抜けてYタウンに行くとき

にはよく通るところで、住宅が建っているということは、相当前から知っていました。先ほど、地元委員が説明したように、農地で畑があったとは分かりませんでした。事後ではありますが、しかたがないことだと思います。以上です。

議長： 説明は終わりました。この件について、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第 51 号の 1 番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、報告事項に入ります。報告①「農地の使用貸借の解約通知について」を事務局より説明を求めます。

事務局： 報告①「農地の使用貸借の解約通知について」、報告します。

番号 1 番、申請の土地は、万久里の土地です。地番が 163 番の 1、台帳地目が田、現況も田です。面積は 423 m²。申請人の貸借人は、養父市八鹿町八鹿の方です。令和 2 年 10 月 2 日に、合意解約によって解約されています。土地の引き渡し時期ですが、令和 2 年 12 月 15 日となっています。

備考に「公共事業用地となるため」と書いていますが、場所につきましては、万久里のローソンからもう少し鳥取寄りの土地です。そこに、国交省のほうで、チェーン脱着所ができる予定と聞いています。用地買収によって、チェーン脱着所の事業があるため、今回、利用権設定を解約すると聞いています。以上で、報告を終わります。

議長： 事務局の説明は終わりました。それでは、この件について、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。以上で、第 16 回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 谷 垣 重 隆

署名委員 坂 本 香 夫

署名委員 西 谷 英 樹